

目 次

I 総 論.....	1
第 1 章 計画の策定にあたって（計画の基本的考え方）.....	2
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画期間.....	3
4 計画の推進体制.....	3
5 実施状況の公表、検証.....	3
第 2 章 犯罪被害者等を取り巻く現状（統計等）.....	5
1 犯罪等の状況.....	5
2 犯罪被害等に関する相談の状況.....	8
3 犯罪被害者等の置かれた状況.....	11
第 3 章 計画の基本的な方向.....	13
1 基本目標・目指す姿（* 条例第 1 条：目的）.....	13
2 基本理念（* 条例第 3 条各項：基本理念）.....	13
3 基本方針・施策の柱（* 条例第 8 条各号：基本方針）.....	13
4 施策の体系.....	14
II 各 論（施策の展開）.....	15
基本方針 1 損害の回復及び経済的負担の軽減（条例第 8 条第 1 号関係）.....	16
1 損害賠償請求等に関する援助（基本法第 12 条関係）.....	16
2 経済的負担の軽減（基本法第 13 条関係）.....	17
3 居住の安定（基本法第 16 条関係）.....	18
4 雇用の安定（基本法第 17 条関係）.....	19
基本方針 2 精神的・身体的被害の回復（条例第 8 条第 2 号関係）.....	20
1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第 14 条関係）.....	20
2 保護、捜査等の過程における配慮・情報提供等（基本法第 18 条・19 条関係）.....	23
基本方針 3 再被害・二次的被害の防止（条例第 8 条第 3 号関係）.....	25
1 安全の確保（基本法第 15 条関係）.....	25
2 二次的被害の防止.....	27

基本方針 4	県民・事業者の理解の促進（条例第 8 条第 4 号関係）	28
1	県民・事業者の理解の促進（基本法第 20 条関係）	28
基本方針 5	民間支援団体・支援従事者の育成・支援（条例第 8 条第 5 号関係）	30
1	人材の育成・調査研究（基本法第 21 条関係）	30
2	民間支援団体に対する支援（基本法第 22 条関係）	32
基本方針 6	連携協力体制の整備（条例第 8 条第 6 号関係）	33
1	総合的な支援体制の整備	33
2	相談及び情報の提供等（基本法第 11 条関係）	35
3	市町村における支援体制の充実に向けた取組	39
Ⅲ	資料編	41
資料 1	犯罪被害者等基本法の概要	42
資料 2	犯罪被害者等基本法	43
資料 3	犯罪被害給付制度の概要	48
資料 4	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	49
資料 5	沖縄県犯罪被害者等支援条例の概要	56
資料 6	沖縄県犯罪被害者等支援条例	57
資料 7	沖縄県犯罪被害者等支援審議会規則	60
資料 8	沖縄県犯罪被害者等支援審議会運営要領	61
資料 9	具体的施策一覧	62

《 用語の定義 》

1 「県」とは

知事部局、公安委員会、教育委員会等、県の執行機関の全てを指す

2 「犯罪等」(条例第2条第1号)

犯罪(*①)及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為(*②)

①「犯罪」とは

個人の生命、身体又は財産等に害を及ぼす行為で、刑法その他の刑法令により、刑罰を科せられる行為をいう。

②「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは

「犯罪」には該当しないが、それに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼす性質を有する行為をいう。

【例】 ・ ストーカー行為には当たらないが、警告の対象となるようなつきまとい等

(ストーカー行為等の規制等に関する法律第3条、第4条)

・ 身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第1項)

・ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食

(児童虐待の防止等に関する法律第2条第3号)

3 「犯罪被害者等」(条例第2条第2号)

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族

*加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴及び解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等の被害を受けた場所等による限定は一切付されていない。当然ながら、個々の施策の対象となる者については、施策ごとに適切に設定されるべきものである。(出典：第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月30日閣議決定))

4 「犯罪被害者等支援」(条例第2条第3号)

犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組

5 「再被害」(条例第2条第4号)

犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられること

6 「二次的被害」(条例第2条第5号)

犯罪被害者等が、その受けた被害に起因して行われる配慮に欠ける言動により受ける精神的な苦痛、経済的な損失その他の被害

【例】 周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネット等での誹謗中傷、報道機関による過剰な取材活動など

7 「民間支援団体」(条例第2条第6号)

犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体

*「民間支援団体」とは、犯罪被害者等早期援助団体(犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、犯罪被害者支援に関する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる非営利法人であって、都道府県公安委員会から指定を受けた団体。本県では、「公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター」が指定を受けている。)に限らず、犯罪被害者等の支援を行うことを目的として活動している団体(自助グループ等)を含めた民間の団体をいう。